

# 国家公安委员会・警察庁業務継続計画

平成20年12月

国家公安委员会  
警察 庁

# 目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 本計画の目的	1
第 2 節 実施方針	1
第 3 節 想定する地震と被害想定	1
第 2 章 非常時優先業務	3
第 1 節 業務の分類及び発災時における執務の方針	3
第 1 業務の分類	3
第 2 災害時における執務の方針	3
第 2 節 非常時優先業務の特定	3
第 1 業務影響分析の実施	3
第 2 非常時優先業務の特定	4
第 3 非常時優先業務の特定に係る調整	4
第 3 章 業務継続のための執務体制の確立	5
第 1 節 招集等	5
第 2 節 安否確認	5
第 1 職員等の安否確認	5
第 2 安否確認の方法	5
第 4 章 業務継続のための執務環境等の整備	6
第 1 節 庁舎機能の確保等	6
第 1 庁舎	6
第 2 電力	6
第 3 エレベーター	6
第 4 什器 <small>じゅう</small> 転倒防止措置	6
第 2 節 負傷者等への対応	6
第 1 負傷者の救護	6
第 2 来庁者への対応	7
第 3 帰宅が困難となった職員等への対応	7
第 3 節 備蓄等	7

第 1 備蓄食料等の管理	7
第 2 事務用物資等の管理	7
第 5 章 教養訓練	8
(資料)	
東京湾北部地震が発生した場合に想定される被害 1	9
東京湾北部地震が発生した場合に想定される被害 2	10

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に定めるもののほか、首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定。以下「大綱」という。）が対象とする地震（以下「首都直下地震」という。）が発生した場合において、国家公安委員会及び警察庁内部部局の各局部（以下「警察庁各局部」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2節 実施方針

この計画の実施に当たり、国家公安委員会及び警察庁各局部は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。警察庁各局部は、この計画の実施状況について、時機を逸することなく国家公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、国家公安委員会を的確に補佐するものとする。また、他の省庁が行う業務継続（優先度が高い業務を継続し、又は早期に行うことをいう。以下同じ。）との調整を図り、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めるものとする。

なお、この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

### 第3節 想定する地震と被害想定

首都直下地震は、発生の様相が極めて多様であることから、この計画においては、大綱と同じく北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するマグニチュード7.3、東京23区の最大震度6強の地震（以下「東京湾北部地震」という。）を想定する。

東京湾北部地震が発生した場合に想定される被害は別添資料のとおりである。この場合において、中央合同庁舎第2号館及び警察総合庁舎（以下「霞が関庁舎」という。）については、設備等を含め大きな被害はないと予想されるが、地震に

よりライフラインが途絶した場合の霞が関庁舎の庁舎機能の状況については、表1のとおりと予想される。

表1 ライフライン途絶時の霞が関庁舎の庁舎機能の状況

機 能	状 況
電 力	<p>4日以内であれば非常用自家発電機による電力確保が可能。</p> <p>なお、非常用自家発電機の稼働時の電力供給状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明 約25%のみ点灯可能</li> <li>・ 電源 非常用電源コンセント(1口につき約12.5アンペア)のみ使用可能</li> <li>・ エレベーター 非常用の2基のみ稼働可能</li> </ul>
通 信	<p>警察電話は、通常時とほぼ同様に使用可能。</p> <p>なお、事業者による復旧が完了するまでの間、加入電話及び携帯電話は輻輳等により1週間程度つながり難い状態。</p>
上水道	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(3日間程度)、使用不可。</p> <p>なお、貯水タンクに飲料用の上水をおおむね4日分、トイレ用の中水をおおむね2日分貯留。</p>
下水道	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(3日間程度)、使用不可。</p>
ガ ス	<p>事業者による復旧が完了するまでの間(1か月間程度)、使用不可。</p>

注 については、中央合同庁舎第2号館に限る。

## 第2章 非常時優先業務

### 第1節 業務の分類及び発災時における執務の方針

#### 第1 業務の分類

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（防災業務計画第2編第1章第2節に示される災害発生時における措置をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務（災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務以外の業務をいう。以下同じ。）に分類するものとする。

#### 第2 災害時における執務の方針

- 1 国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震が発生した場合には、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁各局部は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。

### 第2節 非常時優先業務の特定

#### 第1 業務影響分析の実施

- 1 国家公安委員会及び警察庁各局部は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、国民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。
- 2 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を表2の基準に基づき評価することにより行うものとする。

表2 業務の停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル	軽 微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	大きい	相当の社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える。）。
レベル	甚 大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。）。

## 第2 非常時優先業務の特定

国家公安委員会及び警察庁各局部は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベル ）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベル ）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

## 第3 非常時優先業務の特定に係る調整

国家公安委員会及び警察庁各局部は、非常時優先業務の特定に当たっては、当該業務が他省庁の所掌する業務と密接に関連する場合には、当該省庁と必要な調整を行うものとする。

## 第3章 業務継続のための執務体制の確立

### 第1節 招集等

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震が発生したときは、防災業務計画に定めるところにより招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

### 第2節 安否確認

#### 第1 職員等の安否確認

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震が発生したときは、国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員及び警察庁各局部の職員（以下「職員等」という。）並びにその家族の安否を確認するものとする。

#### 第2 安否確認の方法

- 1 職員等は、首都直下地震が発生したときは、その家族の安否を確認し、自身及び家族の安否について、自所属に報告するものとする。
- 2 警察庁各局部は、職員等及びその家族の安否情報を集約し、防災業務計画に定める災害警備本部等に報告するものとする。
- 3 地震発生後は、電話による通話が困難になりやすいことから、安否確認及びその報告は、携帯電話の電子メール等を活用して行うものとする。



## 第4章 業務継続のための執務環境等の整備

### 第1節 庁舎機能の確保等

#### 第1 庁舎

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、長官官房会計課（以下「会計課」という。）に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。

#### 第2 電力

- 1 国家公安委員会及び警察庁各局部は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁各局部は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

#### 第3 エレベーター

会計課は、首都直下地震の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、庁舎管理者等と連携し、必要な措置をとるものとする。

#### 第4 什器<sup>じゅう</sup>転倒防止措置

国家公安委員会及び警察庁各局部は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

### 第2節 負傷者等への対応

#### 第1 負傷者の救護

- 1 国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

## 第2 来庁者への対応

- 1 国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めるときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁各局部は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

## 第3 帰宅が困難となった職員等への対応

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

### 第3節 備蓄等

#### 第1 備蓄食料等の管理

会計課は、首都直下地震の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

#### 第2 事務用物資等の管理

国家公安委員会及び警察庁各局部は、首都直下地震の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

## 第5章 教養訓練

国家公安委員会及び警察庁各局部は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

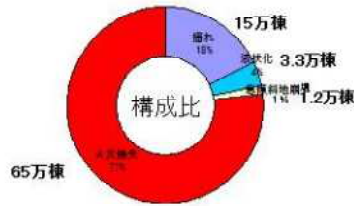
# 東京湾北部地震が発生した場合に想定される被害1

## 被害の概要(東京湾北部地震M7.3)

冬夕方18時 風速15m/s

①建物全壊棟数・火災焼失棟数

約85万棟



◇瓦礫発生量約9,600万トン

②死者数

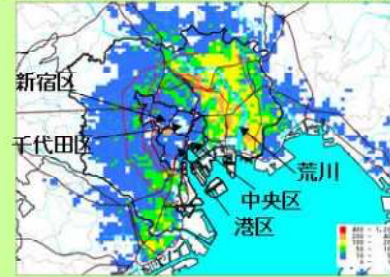
約11,000人



◇負傷者数(重傷者含む)約210,000人  
重傷者数約37,000人

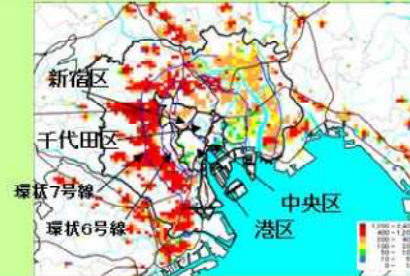
都心部への滞留者が特に多いと考えられる昼12時で、約650万人の帰宅困難者の発生を想定。

## ①揺れによる全壊棟数の分布(都心部)



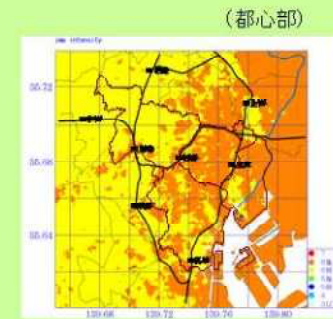
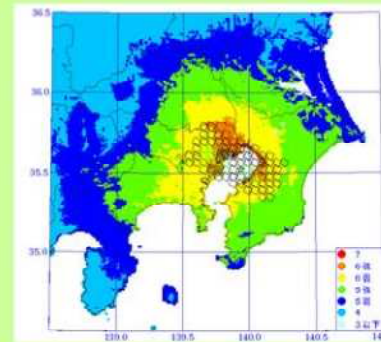
- ◆都県域を超えた広域的な被害
- ◆荒川沿いの全壊棟数が顕著

## ②焼失棟数の分布(都心部) <冬18時、風速15mケース>



- ◆木造密集市街地(環6、環7沿い)の焼失が顕著
- ◆都心部では不燃化が進展

## (参考) 東京湾北部地震M7.3の震度分布

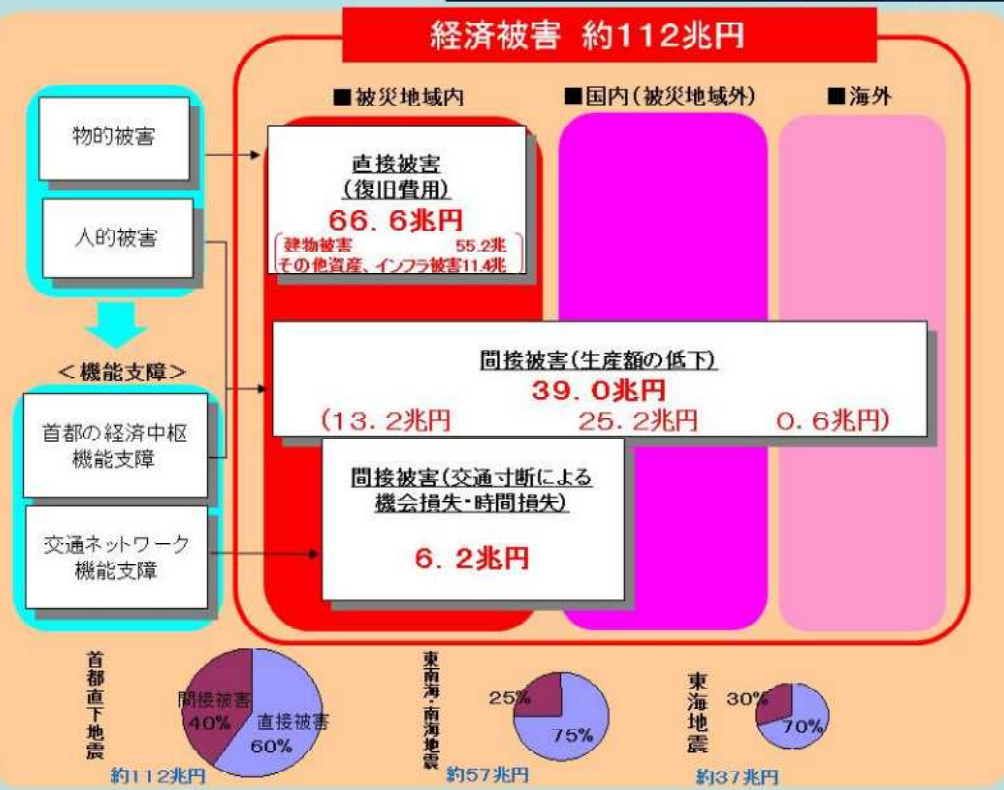


(出典:「首都直下地震対策専門調査会報告」平成17年7月中央防災会議)

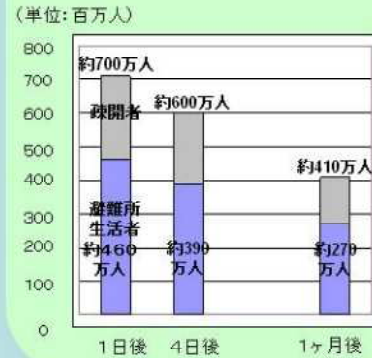
# 東京湾北部地震が発生した場合に想定される被害2

(東京湾北部地震M7.3 18時 風速15m/s)

経済被害 約112兆円



避難者 最大 約700万人  
(そのうち避難所生活者は約460万人)

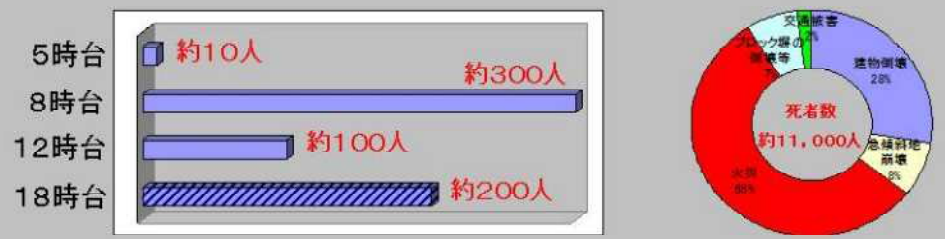


## ライフライン施設被害による供給支障



※支障率は、発災1日後の供給対象数に対する供給停止数の割合 ※支障数は、発災1日後の数

## 交通(鉄道、道路)被害による死者 約10人~約300人



【出典:「首都直下地震対策専門調査会報告」平成17年7月中央防災会議】